

令和6年 議案第6号

みよし市教育委員会事務局組織規則及びみよし市立学校の教育職員の業務量の
適切な管理等に関する規則の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和6年3月26日提出

みよし市教育委員会

教育長 増 岡 潤一郎

説 明

この案を提出するのは、みよし市少人数学級編成の実施に係る任期付市費負担教
員の任用、給与等に関する条例の一部改正に伴い必要があるからである。

みよし市教育委員会事務局組織規則及びみよし市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則

【趣 旨】 みよし市少人数学級編成の実施に係る任期付市費負担教員の任用、給与等に関する条例（平成22年みよし市条例第31号）の一部改正に伴い必要な改正を行う。

【内 容】 「みよし市少人数学級編成の実施に係る任期付市費負担教員の任用、給与等に関する条例」の一部改正にあわせて、次の改正を行う。
第1条関係（みよし市教育委員会事務局組織規則の一部改正）
第5条第3項に規定している条例名を「みよし市任期付市費負担教員の任用、給与等に関する条例」とする。
第2条関係（みよし市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部改正）
第2条第1号に規定している条例名を「みよし市任期付市費負担教員の任用、給与等に関する条例」とする。

【施行期日】 令和6年4月1日

みよし市教育委員会事務局組織規則及びみよし市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則

(みよし市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 みよし市教育委員会事務局組織規則（昭和57年三好町教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「みよし市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、給与等に関する条例第1条（平成22年みよし市条例第31号）」を「みよし市任期付市費負担教員の任用、給与等に関する条例（平成22年みよし市条例第31号）第1条」に改める。

(みよし市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部改正)

第2条 みよし市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（令和3年みよし市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「みよし市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、給与等に関する条例」を「みよし市任期付市費負担教員の任用、給与等に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

みよし市教育委員会事務局組織規則の一部改正新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
第5条 1及び2 略 3 みよし市立の小学校及び中学校（以下「学校」という。）に、みよし市任期付市費負担教員の任用、給与等に関する条例（平成22年みよし市条例第31号）第1条に規定する任期を定めて採用する教員（以下「市費負担教員」という。）を置くことができる。 4 略	第5条 1及び2 略 3 みよし市立の小学校及び中学校（以下「学校」という。）に、みよし市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、給与等に関する条例第1条（平成22年みよし市条例第31号）に規定する任期を定めて採用する教員（以下「市費負担教員」という。）を置くことができる。 4 略

みよし市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部改正新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 教育職員 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年愛知県条例第55号）第2条第2項に規定する教育職員（以下「県費負担教員」という。）及びみよし市任期付市費負担教員の任用、給与等に関する条例（平成22年みよし市条例第31号）第1条に規定する任期を定めて採用する教員（以下「市費負担教員」という。）をいう。 (2)以下 略	第2条 同左 (1) 教育職員 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年愛知県条例第55号）第2条第2項に規定する教育職員（以下「県費負担教員」という。）及びみよし市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、給与等に関する条例（平成22年みよし市条例第31号）第1条に規定する任期を定めて採用する教員（以下「市費負担教員」という。）をいう。 (2)以下 略